

中小企業・小規模事業者の定義

[中小企業] ※ものづくり補助金の対象者

	業種・組織形態	資本金	従業員
		(資本の額又は出資の総額)	常勤
資本金・従業員規模の一方が右記以下の場合対象 (個人事業主を含む)	製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
	卸売業	1億円	100人
	サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人
	小売業	5,000万円	50人
	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
	旅館業	5,000万円	200人
	その他の業種(上記以外)	3億円	300人

[小規模事業者]
※小規模事業者持続化補助金の対象者

	従業員数
卸売業、小売業、サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)	5人以下
その他の業種	20人以下